

静岡県公立大学法人

平成24年度 年度計画

## 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとる措置

### 1 教育に関する目標を達成するための措置

#### (1) 教育の成果

##### ア 育成する人材

#### (ア) 静岡県立大学

##### a 学士課程

###### <全学的に取り組む教養教育>

- ・ 各学部の専門教育の基礎となる教養教育を実施するため、全学共通科目における学部推奨科目が選定できるか検討し、その結果から、必要に応じて新科目開講の準備を進める。

###### <専門基礎教育・専門教育>

##### [薬学部]

- ・ 薬学教育自己評価に取り組み、シラバスの更なる整備及び学生による評価の活用などを図る。
- ・ 6年次カリキュラム及び薬学共用試験の受験者総合的支援システムの充実を図るとともに、6年制薬学教育の実務実習カリキュラムの整備を引き続き行う。
- ・ 創薬・育薬を担う研究者養成を目指した特色ある薬科学科カリキュラムを実施し、その検証を行い充実を図る。
- ・ 新卒者の薬剤師国家試験の90%以上の合格率を目指し、薬剤師国家試験支援対策の充実を図る。

##### [食品栄養科学部]

- ・ 食品栄養科学部、食品生命科学科、栄養生命科学科それぞれの理念、目的、教育目標を検証し、引き続き「食と健康」に関する総合的な知識と最先端の技術を身につけた人材の育成を図る。
- ・ 食品生命科学科では JABEE の「個別相談」の結果を踏まえて、認定申請を行う。
- ・ 栄養生命科学科では、県内外の優れた総合病院での実習を継続することにより、学生の職業意識を高めることに努める。
- ・ 過去の管理栄養士国家試験成績を踏まえて、学生に対する補講や模擬試験などの国家試験対策の充実を図る。模擬試験の獲得点数が低い学生に対しては個別指導を進める。

##### [国際関係学部]

- ・ 初年次教育のあり方について検討を進め、合わせてフィールドワーク型初年次教育科目の単位化について一定の結論を出す。  
また、学部将来構想委員会において、カリキュラムの見直し作業を行い、新たなカリキュラムプランを検討する。
- ・ TOEIC 対策として、1年・2年全員 TOEIC-IP テスト受験、オーラルコミュニケーションのクラスでのミニテストの実施、日本人助教による個別指導を確実に継続する。また、TOEIC 試験の結果を評価・分析する組織を立ち上げて、必要に応じて新たな対策を検討する。

##### [経営情報学部]

- ・平成 24 年度からの新カリキュラム体制における複数教員による卒業研究指導体制、初年次教育体制を実施し、その結果について検証し、必要があれば改善を図る。
- ・新カリキュラムの運用を行い、次世代を担う公務員を目指す学生のために、公務員試験の対応にも配慮した教育を行う。また、運用上の問題を探り、必要があれば改善を図る。
- ・日商簿記検定 3 級の合格率を 80%とする。日商簿記検定 2 級の受験を勧め、取得率 15%を目指す。
- ・IT パスポート試験については、平成 23 年度までに構築した支援体制を継続実施する。

#### [ 看護学部 ]

- ・平成 21 年度カリキュラムから、チーム医療、災害看護、看護技術科目の充実など、これからの看護に必要な科目を平成 24 年度カリキュラムに取り入れて実施する。
- ・国家試験の最新情報を学生に提供し、それらに対応した模擬試験・勉強会・学習指導等の支援を強化し、更に国家試験の結果を評価し、新たな対応策を検討する。

#### b 大学院課程

##### [ 薬食生命科学総合学府 ]

- ・薬学部 6 年制移行に伴う大学院改編により新たに設置された薬学専攻博士課程（4 年制）の大学院教育を開始し、高度な能力を有し臨床薬学を実践する指導的薬剤師及び医療薬学分野の技術者・研究者を育成する。
- ・薬科学専攻博士前期課程の教育研究を継続的に推進するとともに、薬科学専攻博士後期課程の教育研究を開始し、生命薬学を中心とした専門知識と技術を身につけ、創薬、衛生など幅広い分野で活躍できる人材を育成する。
- ・薬食生命科学総合学府に新たに設置された薬食生命科学専攻においては、薬剤師免許取得のための教育体制を担保しつつ、薬学と食品栄養科学の学際領域を切り開き食薬融合分野を開拓しうる国際的に通用する優れた人材を育成するためのカリキュラムを整備・実施し、その検証を行う。
- ・食品栄養科学専攻においては、薬食生命科学総合学府の一員として、食を基盤に据えながらも食薬融合を踏まえて、ヒトの健康を探求する知識や技術を身につけた人材を育成するために、教育制度の充実を図る。
- ・環境科学専攻においては、環境に関する幅広い分野で活躍できる人材の育成に対応したカリキュラムの整備と検証を引き続き行う。

##### [ 国際関係学研究科 ]

- ・修士課程改革委員会を中心として、グローバル化の流れに対応できるよう、カリキュラムの総合的な再点検を行う。さらに、専門能力育成のための「フィールドワーク」科目の実施状況を確認し、問題点の把握・検討を行う。

##### [ 経営情報イノベーション研究科 ]

- ・引き続き、プロジェクト型研究の推進を行い、成果の創出に努める。また、平成 23 年度に検討した修士課程と博士後期課程との連携研究の方策について、試験的实施と検討を進め、以後の連携研究の体制化に向けて準備を行う。また、これまでに実施したプロジェクト型研究プログラムについて総合評価を行う。

##### [ 看護学研究科 ]

- ・ 看護実践の質の向上及び教育・研究を積極的に推進できる人材を育成する。
- ・ 専門看護師コースの設置を視野に入れたカリキュラムを整備する。
- ・ 平成 24 年度に改正した助産師養成課程を実施の上、評価し、問題点を調整する。
- ・ 助産師国家試験の合格率は 100%を目指す。

#### (イ) 静岡県立大学短期大学部

- ・ 教養教育においては、引き続き看護学科、歯科衛生学科、社会福祉学科の専門科目と効果的に連携しながら豊かな人間性と総合的判断力を培う。
- ・ 看護学科では、新カリキュラムを見直し、再申請に向け課題となっている災害看護の時間数の調整を行う。また、看護研究や在宅看護論の充実を図り、専門性の高いスキルを持つ人材育成に寄与する。
- ・ 歯科衛生学科では、臨地・臨床実習が「歯科衛生」を総合する、判断力を学ぶ、人間性を高める教育であることを明確に示して、人材育成にあたる。
- ・ 社会福祉学科では、社会福祉士養成カリキュラムについて、平成 23 年度に抽出された問題点の改善を行う。また、平成 23 年度に新カリキュラムとなった保育士養成プログラムについて問題点を抽出し、改善案を検討する。
- ・ 看護学科及び歯科衛生学科では、新卒者の国家試験 100%合格を目指す。
- ・ 看護学科では、必要な学力の形成のために、看護師国家試験問題 Web 法人サービスの利用促進、補講や模擬試験を継続して行い、試験などの結果による学力低下の学生に対して、チューターによる個別指導等を更に強化して対応する。
- ・ 歯科衛生学科では、模擬試験結果を分析して、学生にフィードバックすることに加え、臨地実習における学びを振り返る講義を実施して総合的な理解力を高めるなど、引き続き、国家試験対策を実施する。

#### イ 卒業後の進路

- ・ キャリア教育科目を開講するとともに、キャリア形成に係るセミナーやインターンシップの実施、学生の主体的活動を支援するシンポジウムの開催など、キャリア形成支援事業を継続して実施する。
- ・ 短期大学部においては、資格取得と職業教育をキャリア支援の中核として位置づけ、公務員試験対策講座の実施など、キャリア支援のための講座の充実を図り、学生の意識の涵養を図る。
- ・ キャリア支援委員会を通してキャリア支援センターと各学部・研究科教員との連携を引き続き図るとともに、教職員を対象とした講習会を開催するなど、キャリア形成支援と就職支援の一体化の必要性に対する意識の一層の向上を図る。
- ・ 短期大学部においては、キャリア支援センター分所を中心として、キャリア支援委員、学生委員、チューターの連携により就職支援が一体化した体制を引き続き整備する。

#### ウ 教育の成果の検証等

##### (ア) 教育の成果の検証

- ・ 教員が問題点を把握しやすくするために改定し、平成 23 年度後期から用いた全学共通科目授業評価アンケートの結果を活用して、授業の改善効果を検証する。また、各学部において、国家試験、検定試験等の結果を調査し、教育の効果を検証する。
- ・ 短期大学部においては、学生による授業評価アンケート結果を活用し、教育の成果・効果を検証する。また、各学科において、国家試験、検定試験等の結果を調査し、教育の効果を検証する。

- ・ 各学部の特徴・実情に応じ、卒業生や就職先等を対象に、教育の成果（評価）に係る意見を聞く機会を定期的に設ける。その結果を FD 委員会、教務委員会等と連携して教育活動に反映させる。
- ・ 短期大学部においては、卒業生の就職先に対して実施した「卒業生への評価」、「短期大学部の教育内容の評価」アンケートの結果に基づき抽出した項目や意見について、具体的な対応案を作成し、活用する。

#### (1) 卒業教育の充実

##### a 静岡県立大学

- ・ 各学部の特徴・実情に応じ、卒業生と大学、卒業生同士が情報交換を行えるよう同窓会、ホームカミングデイ等を定期的開催するほか、ホームページの充実を図る。
- ・ 定期的に研修会を開催するなど、卒業生のニーズに応じたフォローアップ教育を行う。

##### b 静岡県立大学短期大学部

- ・ 引き続き、同窓生組織と連携し、卒業生を対象として、「幼稚園教員資格認定試験対策講座」、「社会福祉士国家試験対策講座」を開催するなど、フォローアップ教育の充実を図る。

#### (2) 教育の内容等

##### ア 入学者受入れ

- ・ 各学部において、入学を期待する学生像等の検討を継続して行い、学生募集要項、ホームページの内容を見直す。また、オープンキャンパスや県内国公立 4 大学合同説明会、大学見学、高校訪問、進学相談会、新生による母校訪問を通じて入試広報を行う。
- ・ 短期大学部においては、一般・社会人・外国人・推薦等の多様な選抜方式に関する理念と受け入れ方針等を開示し、受験生をはじめ保護者、進路指導者、予備校や関係機関組織等への積極的な広報を推進する。社会福祉学科介護福祉専攻では、平成 25 年度入試から、県外推薦も行うため、更に入試広報を充実させる。
- ・ オープンキャンパス来場者にアンケートを実施して、オープンキャンパスの充実を図る。
- ・ 在学生による母校訪問を行うことによって、教員や生徒に学生生活等の情報を提供する。
- ・ 進学相談会に学生相談コーナーを設営し、高校生が在学生に相談できる場をつくる。
- ・ 学部ごと、入学した学生の能力・適性を把握・検証し、入学者選抜方法の工夫や改善を図る。
- ・ 短期大学部においては、平成 23 年度推薦入試から導入した理科について、教科内容の検証を行う。
- ・ 県内公私立高等学校の学校長等との懇談会を開催し、入学者選抜の在り方に関する情報交換を密にする。
- ・ 県内高校への訪問を計画的に実施する。
- ・ 県外高校との情報交換は、新生による母校訪問と国公立 4 大学合同説明会を通じて情報交換を図る。
- ・ 入試問題の質の向上と過誤の防止のため、学力検査問題検討委員会作問部会及び点検部会（学内専門委員会及び学外専門委員会）を的確に運営する。特に平成 24 年度入試の出題ミスを踏まえて、入試の作業内容の見直しを十分に行う。また、入試問題の質の検証と過誤の発見を早期に行うために、事後点検を合格発表前に行う。
- ・ 入試問題に対する高校教員との意見交換を行う。
- ・ 短期大学部においては、平成 24 年度入試の出題ミスを踏まえて、入試問題に係る過誤の防止と問題の質の向上を目的とし、学外委員を含めた組織による入試問題の分析、評価を行うと

ともに、併せて過誤防止のための出題チェックの組織体制を強化する。

## イ 教育課程

### (ア) 静岡県立大学

#### a 学士課程

- ・ 全学共通科目における学部推奨科目の選定結果から、教養教育のあり方を検討し、現行の授業科目及び実施体制を見直す。
- ・ 情報リテラシー教育については、平成 25 年度以降の継続的活用をねらいとして教育コンテンツの導入効果などの評価を行う。
- ・ 英語教育については、平成 23 年度の検証を踏まえ、コミュニケーション活動の一環として英語プレゼンテーション学習を積極的に授業の中に取り入れ、発信型英語教育を更に促進することを目指す。

#### < 専門教育 >

##### [ 薬学部 ]

- ・ フィジカルアセスメントなど 新モデル・コアカリキュラムに対応した事前実務実習設備及び教育体制を整備するとともに、平成 24 年度から検討が始まる新モデル・コアカリキュラムに対応した病院・薬局実習指導体制を検討する。

##### [ 食品栄養科学部 ]

- ・ 食品生命科学科における JABEE 認定の申請を行う。
- ・ 栄養教諭の免許取得に向けて、教員配置やカリキュラムの検討を引き続き行う。

##### [ 国際関係学部 ]

- ・ 初年次教育のあり方について検討を進め、併せてフィールドワーク型初年次教育科目の単位化について一定の結論を出す。また、学部将来構想委員会において、カリキュラムの見直し作業を行い、新たなカリキュラムプランを検討する。

##### [ 経営情報学部 ]

- ・ 平成 24 年度から始まる新カリキュラムの実施の中で、その検証を行い、問題点があれば改善策の検討を行う。
- ・ これまでに行った、企業、公共団体、非営利団体、医療福祉団体等に関するフィールドワーク教育を通じ、広く社会に目を向けた実践的教育活動の評価を行う。

##### [ 看護学部 ]

- ・ 平成 21 年度カリキュラム、平成 24 年度カリキュラムを実施し、各カリキュラムの目的の達成度を評価する体制を整える。

#### b 大学院課程

- ・ 単位互換制度・連携大学院については、現在の制度を継続して実施する。各研究科で必要に応じたインターンシップを実施する。

##### [ 薬食生命科学総合学府 ]

- ・ 薬学専攻博士課程（4 年制）においては、県立総合病院薬学教育研究センターでの臨床研究

及び研究教育の実施体制基盤の充実を図るとともに、大学院教育研究を開始する。また、名古屋市立大学及び岐阜薬科大学との連携事業に基づき、薬学基礎教育及び薬剤師リカレント教育における教育連携プログラムの継続的な実施に努める。

- ・ 薬科学専攻博士前期課程の修了生の進路を検証する。また、新たに設置された薬科学専攻博士後期課程の教育研究を開始する。
- ・ 薬食生命科学専攻においては、薬学、栄養学、食品科学の知識を統合し、エビデンスをベースとした食薬融合領域における先端的科学研究の担い手となる科学者・研究者を養成するため、講義による知識の体系化及び実験・演習カリキュラムの整備を進めつつ、薬食の学際融合領域の先端的科学研究を實踐できる人材育成プログラムを作成・整備し、実施・検証する。( 42-1)
- ・ 食品栄養科学専攻においては、管理栄養士インターンシップ制度の継続を図るとともに、専攻の垣根を越えた研究指導體制を整備する。
- ・ 環境科学専攻においては、平成 22 年度から実施している新カリキュラムの点検・評価とその改善を継続する。フィールドワーク演習については、より教育効果の高いものとなるよう過去 2 ヶ年の実績を踏まえて更に充実を図る。また、インターンシップについては、研修生のキャリア支援も視野に入れ、協力企業との連携を更に深める。

#### [ 国際関係学研究科 ]

- ・ 英語及び国語教員専修免許取得を目指す学生のため、インターンシップ制度の再点検を行うとともに、実践的な能力を育成するための科目を中心に、カリキュラムの再点検を行う。
- ・ 修士論文作成のための留学生向け日本語講習と文献検索特別講習を継続して実施するとともに、更なる改善に努める。
- ・ 研究科附属の 3 研究センターを中心として、学会、研究会、シンポジウム、ワークショップ、講演会等を実施し、研究の活性化を図るとともに、学生が研究活動に積極的に参加する機会を更に広げ、教育体制の充実を目指す。

#### [ 経営情報イノベーション研究科 ]

- ・ 現中期計画で行った公務員・非営利団体職員等の専門性を高めるためのリカレント教育体制の整備の効果について、総括、評価を行う。
- ・ 特に現中期計画における、経営情報イノベーション研究科への名称変更と博士課程設置による、高度専門職業人及び研究者の養成の効果について、総括、評価を行う。社会人学習講座は平成 23 年度に引き続き活動を展開するとともに、外部組織とより連携した社会人学習講座のあり方について検討を行う。

#### [ 看護学研究科 ]

- ・ 平成 24 年度助産師教育課程について実施、評価し、課題を見い出す。
- ・ 実務看護者の就学上の利便性を図るために、引き続き夜間、土曜日開講を実施する。
- ・ 県立静岡がんセンター及び県内の病院と保健医療機関での実習、研究に関する連携の強化に努める。
- ・ 専門看護師（CNS）コースの設置を視野に入れたカリキュラムを整備する。

#### (イ) 静岡県立大学短期大学部

- ・ 保健・医療・福祉の現場で活躍できる人材を育成するため、知性や感性を磨き、コミュニケーション能力向上に資する教養教育の充実を図るとともに、病院や福祉施設、相談援助機関等での実習教育を重視したカリキュラムの編成を行う。

- ・ 看護学科においては、作成した基礎看護、移行実習、発展看護の実習計画を実施し、学生の人材育成に努める。平成 23 年度に行った各論（成人・母性・小児・精神・老年・地域）の実習要項の変更を継続的に評価する。
- ・ 歯科衛生学科では、引き続き実習先・就職先との連携を図り、実習教育に反映させる。
- ・ 社会福祉学科では、引き続き実習教育を重視し、実習先との連携を深めるために実習懇談会を実施する。

## ウ 教育方法

### (ア) 静岡県立大学

#### a 学士課程

- ・ 引き続き、実験・実習、ゼミ、語学教育で少人数型授業を実施する。
- ・ 平成 23 年度から新たに導入した Web 上のシラバス及び成績 5 段階評価の新成績評価制度により、学生の履修計画に対する変化がみられるか否かを検証する。
- ・ 各部局で、学習アドバイザー制度が学生にとって十分に機能しているか、問題点はないのかの検証に努める。
- ・ 引き続き、各部局とキャリア支援センターで教育目的と必要性に応じたインターンシップを実施する。ボランティア活動については可能な限り支援するとともに、単位化については、その可能性に関し慎重に検討を継続する。

#### b 大学院課程

- ・ 各専攻分野に適応した研究プログラムの追加・改訂を進め、より充実したフィールドワーク、インターンシップ等を継続して実施する。
- ・ 大学院における教育・研究を強化、充実させるため、全ての専門分野において複数指導体制を継続する。
- ・ 研究成果の発表や学会・研究会へ参加することの意義を大学院生により理解させ、参加を促すとともに、経済的支援体制の構築に向け検討を継続する。
- ・ 各研究科等で、特徴ある研究を実施し、その研究内容・成果の公表を積極的に進めるとともに、学生にとって有益な研究経験が得られるような国内外の研究機関などとの共同研究等への参加を促す。

### (イ) 静岡県立大学短期大学部

- ・ 学生が関心を持ち理解できる授業を実施するため、講義・演習・実習等の多様な授業形態を継続し、専門教育においては、高度な技術を身につけるための実習教育を重視する。そのために必要な情報を FD 事業等を通じて教員に提供する。
- ・ 学生が問題解決能力を持ち、将来専門家として主体的に考え行動できるように、少人数制の実習指導及び技術演習の授業と、双方向型グループワーク授業を引き続き実施する。
- ・ シラバスの内容を見直し、授業内容、授業の進め方、授業目標、成績評価の方法など、学生が履修計画を立てるために必要な情報を教員に提供する。
- ・ 学習アドバイザーの機能を併せ持つチューターと学生委員、教務委員、ゼミ担当等と連携し、引き続き、学生の学習相談、学習指導を進める。

## エ 成績評価

### (ア) 静岡県立大学

#### a 学士課程

- ・ 新シラバスに改善を要する点があるか否かについての点検を行う。
- ・ 成績評価を公正な評価に改善するための方策を引き続き検討し、必要に応じて研修会を実施する。
- ・ 成績評価等の新基準については、全学教務委員会内に設けられた検討部会で点検する。
- ・ 学部卒業時における学部・学科ごとの成績優秀者表彰とともに、平成 23 年度に制度化した大学 2 年修了時における学部の成績優秀者表彰及び学習奨励金の支給を継続して実施する。

#### b 大学院課程

- ・ 各研究科等でシラバスに記載された授業の到達目標、成績評価方法を公表し、実行する。またシラバスの内容向上に向けた修正を継続する。
- ・ 修士論文や博士論文の明確な審査基準を引き続き学生に周知するとともに、公表する。
- ・ 成績優秀者、学術研究活動等の客観的かつ適正な評価法に基づく優秀者に対する表彰制度を継続し、「学長賞」等の授与を行う。

#### (1) 静岡県立大学短期大学部

- ・ 引き続き、筆記試験やレポート等で適切な成績評価を行い、科目に応じて、授業の到達目標、成績評価方法をシラバスに明示し、ホームページ等で公表する。
- ・ 教務委員会内の成績評価基準検討部会で、成績評価等の基準を定期的に見直す。
- ・ 卒業時の成績優秀者に対する表彰と、1 年生修了時の成績優秀者表彰とを継続し、学生の勉学意欲を促進させる。

#### (3) 教育の実施体制等

##### ア 教職員の配置

- ・ 引き続き、全学教務委員会・各部局で授業科目の見直し、教員の充足状態の確認を行う。
- ・ 短期大学部においては、引き続き学科間等における教員の相互活用を図る。
- ・ 教員活動評価制度を踏まえて、教務委員会及び学生委員会が中心となり、学部間及び短期大学部との教育協力を継続し、学内教員の相互交流を推進する。
- ・ 引き続き、県や国及び先進的な研究機関・民間企業等からの講師の招聘に努める。

##### イ 教育環境の整備

- ・ これまでに整備点検を終えた講義室以外の学生実験室・実習室等の空調設備、視聴覚機器等の設備の整備及び点検を計画的に行う。
- ・ 次期の図書館情報管理システムの更新による図書館機能の強化を推し進める。
- ・ 全学共用実習室及び各学部実習室のパソコン等の配備計画に基づき、パソコンやサーバシステム、ソフトウェア等を更新し、高度情報リテラシー教育のための環境整備を行う。
- ・ ネットワークの使用状況について継続的に調査し、必要に応じて、ネットワーク機器の更新、老朽化した光ケーブルの敷設替えを行うなど、学内ネットワーク環境の向上を図る。

##### ウ 教育活動の評価及び改善

##### (ア) 教育活動の評価

- ・ 教員の適切な自己点検・自己評価項目の見直しと相互評価制度の定着を推進する。
- ・ 外部委員による評価・助言や学生による授業評価結果をフィードバックし、教育の改善につなげる手法の確立に向け検討、試行する。

- ・ 各学部の特徴・実情に応じ、同窓会、ホームカミングデイ等を定期的に開催するほか、ホームページの充実を図り、卒業生等から学部・大学院教育に対する意見・要望等を聞く機会を設ける。
- ・ 短期大学部においては、引き続き、卒業生による就職ガイダンスを実施し、卒業生とのコミュニケーションの場を確保するとともに、同窓会を活用した情報ネットワーク作りを更に推進し、同窓会を中心として卒業生とのコミュニケーションを密に行い、短期大学教育に対する社会的需要を把握し、教育活動の改善を図る。

#### (1) 教育力の向上

- ・ 引き続き、効果的な授業形態、学習指導方法を試行し、その効果、基幹科目として取り入れを検討するとともに、優良・先進手法の普及など各教員の能力向上を図る。
- ・ 先進的な優良取組事例を紹介、展開するなどFD活動の更なる底上げを図る。
- ・ 教員相互の公開授業を実施し、より一層の授業改善を図る。

#### (4) 学生への支援

##### ア 学習支援

- ・ 引き続き、図書館の開館時間延長の試行を行い、開館時間の延長に伴う問題点等について対応を検討する。
- ・ 新入生オリエンテーションにおける利用者教育を強化する。
- ・ 学生による施設の効率的な予約利用等、学務情報システムを活用した自主的学習を支援する。
- ・ 短期大学部においては、引き続き自習室の備品の充実を図り、学内施設・設備を学生が、自主的に活用できるような運用方法の改善を進める。
- ・ 障がいのある学生の相談窓口を学生室とし、定期的な面接を行い、学習環境の改善に努める。
- ・ カンパセーションパートナー制度、履修説明会、各種交流会、意見交換会等を継続するとともに、更に充実した内容になるよう改善に努める。特にカンパセーションパートナー制度については、個々の留学生の支援にあたる日本人学生をパートナーとして配置し、留学生の支援に努める。
- ・ 高等学校での選択科目の未履修に伴う学力不足を補うため、学部ごと、必要に応じて補充学習を実施する。

##### イ 生活支援

- ・ 健康診断の受診率が低い部局の受診率を向上させる。
- ・ 学生に対する健康についての啓発活動を充実させる。
- ・ メンタルヘルスカウンセリングの充実を図る。新入生に対するメンタルヘルステストを引き続き実施する。
- ・ 短期大学部においては、毎週健康支援センター分所長と看護師、学生室、カウンセラー（臨床心理士）によるスタッフミーティングを引き続き継続する。また、健康診断の皆受診を目指す。健康診断で異常な所見や検査値が判明した学生には、診療所を受診して、再検査や精密検査を受けるように引き続き指導を徹底する。健診後のフォローを充実させる。

また、学生に対する健康についての啓発活動を継続して推進する。特に、感染症の流行に対する予防、感染拡大防止のための環境整備、広報活動を行う。

その他、メンタルヘルスカウンセリングを必要とする学生への支援を充実する。また、東日本大震災の被災学生のみを対象とした小規模のグループのミーティング等を開始し、支援を継続する。

- ・ 引き続き、各種の財団及び企業等からの奨学金の確保に努める。
- ・ 学生への個別指導体制については、各学部で現行制度の運用を継続するとともに、必要に応じてより効果的な指導体制の検討と充実を図る。
- ・ 短期大学部においては、チューター制度を引き続き充実させ、各チューターによる学生の健康状態や生活状態の把握と個別指導を充実させる。

#### ウ 就職支援

- ・ キャリア支援センターが、就職情報の収集と提供、各種の就職ガイダンスの実施やキャリアアドバイザーによる相談、資格取得支援など、就職に関するサービスの一元的な提供を継続して実施する。
- ・ 短期大学部においては、引き続きキャリア支援センター分所を通して、情報提供、就職ガイダンスなどのサービスを実施するとともに、キャリアコンサルタントによる個別の面接相談を実施する。
- ・ 学生の進路希望や就職・進学等の状況の的確な把握に基づいた進路選択の支援を継続する。
- ・ 短期大学部においては、進路希望調査や内定届をキャリア支援センター分所が集約し、得られたデータを活用するとともに、キャリア支援委員とチューターが連携して個別指導を行う。
- ・ 卒業生が就職している企業を訪問する見学会、卒業生との面談会、卒業生による講演会等を引き続き実施し、企業情報等を入手する。
- ・ 短期大学部においては、在校生のために卒業生による就職ガイダンスや講演会を実施し、企業の情報を入手する。

## 2 研究に関する目標を達成するための措置

### (1) 目指すべき研究の方向と水準

#### ア 社会の発展に貢献する研究の推進

##### (ア) 静岡県立大学

《重点目標として取り組む領域》

[ 全学的に取り組む領域 ]

- ・ グローバルCOEプログラムの教育研究の成果等を踏まえ、薬食生命科学総合学府を基盤として健康長寿科学領域の教育研究を推進する。

[ 薬学部、薬学研究院 ]

- ・ 生活習慣病、がんなど国民的関心の高い疾病の病因、治療、予防に関する研究を継続して推進する。
- ・ 生体内機能分子を標的とした創薬・育薬に関する研究を継続して推進する。
- ・ 薬学領域の研究者と食品栄養環境科学領域の研究者との連携を図り、学際融合領域の国際的な研究を推進・実施する。

[ 食品栄養科学部、食品栄養環境科学研究院（食品栄養科学） ]

- ・ 食品の安全及び機能に関する研究の総合評価を行う。
- ・ 食と健康に関する問題について、基礎から応用まで包括的に研究を推進する。

- ・ 食品成分と医薬品の作用メカニズム及び活用法の統合的理解、疾病の予防・治療に關与する機能性食品成分の開発とその応用など、健康長寿の実現の鍵となる学際的な生命科学の研究を推進する。

[ 国際関係学部、国際関係学研究科 ]

- ・ 朝鮮半島を含めた東アジアと太平洋地域の国際関係の研究を、現代韓国朝鮮研究センター及び広域ヨーロッパ研究センターを中心に継続する。
- ・ 多文化共生社会を視野に入れた言語・文化研究を、グローバルスタディーズ研究センターを中心に継続する。

[ 経営情報学部、経営情報イノベーション研究科 ]

- ・ 引き続き、中国、香港、アセアン地域等を中心に、静岡県とアジアの産業集積の比較研究として、東アジア地域と静岡県との競争・分業関係の研究を行う。また、楽器産業を含めた地域イノベーションの研究も継続して行う。
- ・ 研究成果を実際のeラーニングシステムに組み込み、その評価をする。さらに、熟練者育成での「概念モデリング」の効果の検証を試みる。また、現中期計画の研究において重視してきた、システム開発プロジェクトに学生を主体的に関わらせる方法について、その成果を修士論文等に反映させるとともに、開発プロジェクトの学生への教育・研究への活用法について総括する。
- ・ 平成24年度に実施される診療・介護報酬同時改定の内容と、これらの問題点に関するこれまでにを行った調査結果から得られた地域ケア推進施策の問題点を踏まえ、今後の健康長寿社会の公共政策の評価基準の策定を行う。
- ・ 公共政策分野におけるイノベーション概念の応用、なかでもソーシャル・イノベーションなどに関する研究を行う。
- ・ 本研究科の特色を生かした、イノベーションに関わる研究を推進するために、平成23年度に引き続き、本研究科教員がそれぞれの研究におけるイノベーション的観点に関しての総括的な検討を行う場を設け、その成果を内外に公表するための媒体を準備する。さらに、これらの活動を通じて、これまでの研究成果の最終的な総括を実施する。

[ 看護学部、看護学研究科 ]

- ・ 地域住民に健康や看護に関するセミナー等を公開し、地域住民との交流を深め、地域の健康問題に関わる研究の素地をつくる。

[ 環境科学研究所、食品栄養環境科学研究所（環境科学） ]

- ・ 地域環境の諸問題の解決を目指した研究を継続する。また、静岡三大学生命・環境コンソーシアム推進協議会を母体にして、県域をフィールドとする各種連携活動を推進する。
- ・ 静岡県環境衛生科学研究所等の公的機関や民間企業等との連携を図りながら、持続可能な社会の実現を目指した研究を継続するとともに、学内におけるエコキャンペーンを推進する。

(1) 静岡県立大学短期大学部

《重点目標として取り組む領域》

- ・ 社会的弱者の健康・保健・福祉における支援に関する研究を継続して推進する。
- ・ 震災時の看護・歯科保健・福祉に関連する東日本大震災をベースとした研究を推進する。

## イ 広範な研究の推進

- ・ 国内外の研究機関と連携協力し、共同のセミナー等を開催する。
- ・ 科学研究費補助金の採択件数の増加のため、部局ごとの採択実績を公表するほか併せて研修会を実施する。

## (2) 研究実施体制等の整備

### ア 研究者の配置

- ・ 必要に応じて研究実態に即した研究者の柔軟な配置を行う。
- ・ 客員教授の積極的な活用による企業等との共同研究を推進する。
- ・ 引き続き、ティーチング・アシスタント制度を実施し、若手研究者の研究の活性化を推進する。

## イ 研究環境の整備

- ・ 平成 23 年度に実施した「県立大学・短期大学部学術機関リポジトリ」の学内公開の結果を踏まえ、学外試験公開を開始し、正式運用に向けて準備を進める。
- ・ 教育研究機器整備計画に基づく優先順位に従い、共同利用機器の更新を進める。
- ・ 外部資金の間接経費の設定趣旨を踏まえ、研究環境の改善、整備に資するよう効率的執行を図るとともに、全体予算の中で共同利用機器の整備・運営に充当するシステムを構築する。

## ウ 知的財産の創出・活用等

- ・ 産学官連携推進本部において、知的財産の戦略的な創出・活用を展開するとともに、フーズ・サイエンスヒルズプロジェクトの中核研究機関として地域産業と連携して研究開発を行う。
- ・ 知的財産の出願・管理体制を引き続き充実させるとともに、県内大学、自治体等で構成する広域的な産学官連携支援組織である東海イノベーションネットワークや静岡技術移転合同会社を活用して、地域産業界に円滑に技術移転できる体制を強化する。

## エ 研究活動の評価及び改善

- ・ 研究活動の自己評価項目を見直すとともに、学外有識者による外部評価システムの確立を目指す。
- ・ 評価結果が研究者にインセンティブを与えるような活用制度（表彰・顕彰等）を検討の上、可能なものを実施する。
- ・ 研究費の配分について、重点研究分野、若手研究者育成等を考慮しての配分と、早期配分に努める。
- ・ 独創的かつ先進的な研究に対し外部評価制度の活用と、部局・分野横断的プロジェクトへの重点配分を行う。
- ・ US フォーラムや地域結集型研究開発プログラムの研究成果発表会等を開催し、学外の評価を受ける。
- ・ 研究成果を紹介する冊子を作成し配付するほか、ホームページにより最新の研究成果を積極的に公開する。

## 3 地域貢献に関する目標を達成するための措置

### (1) 地域社会との連携

#### ア 推進体制の整備

- ・ 地域貢献の全学的な推進組織を整備し、学内外に周知する。

- ・ 健康長寿社会の形成に積極的に貢献していくために、地域との連携を推進する新たな拠点として、健康長寿地域連携センター（仮称）の設置を検討する。
- ・ 地域の課題をグローバルに考え、地域及び世界に対し提言（情報発信）を行うため、グローバル地域センター（仮称）を設置し、地域の課題解決のための調査研究等を行う。

#### イ 教育を通じた地域貢献

- ・ 地域社会に貢献できる人材に学習の場を提供するために、薬物療法研修会、薬学卒業教育講座等の充実を図る。
- ・ 管理栄養士の卒業教育を更に充実させ、産学連携で「食と栄養」に関する講演会を継続する。また、静岡県の健康づくりに関連する講演会に講師を派遣し、県民の健康増進に寄与する。
- ・ 卒業生を中心に現役看護師に対して、看護技術に関するセミナー等を引き続き実施する。
- ・ 県立静岡がんセンターの認定看護師コースの教育に引き続き協力する。
- ・ 短期大学部においては、看護師・歯科衛生士・社会福祉士等の地域組織等と連携して、卒業教育セミナーや研修会、講習会等を開催し、地域社会に貢献できる人材に学習の場を提供する。
- ・ 引き続き HPS（ホスピタル・プレイ・スペシャリスト）養成講座を実施し、HPS の必要性、重要性、専門性の普及理解に努める。
- ・ 社会人等の生涯教育・リカレント教育の拡充を図るとともに、他機関での社会人等の教育について協力する。
- ・ 短期大学部においては、引き続き、他機関で行われる社会人等の教育について講師として支援する。また、幼稚園教員資格認定試験対策講座を継続するなど、引き続き社会人等の生涯学習・リカレント教育を実施する。

#### ウ 知的資源の県民への還元

- ・ 県立美術館、県立中央図書館、県埋蔵文化財センター、県舞台芸術センター、グランシップとの協働による文化発信活動「ムセイオン静岡」を実施する。
- ・ 環境意識啓発及び環境教育を目的に、静岡県等と連携して環境科学講座等を開催するほか、地域の小中学生等を対象とした研究体験教室等を実施する。
- ・ 医師会と連携して、地域の医療課題に迅速かつ適切に対応し、地域社会の発展と人材育成に寄与するための勉強会等を実施する。
- ・ 公開講座については、年間延べ 16 回以上開催し、延べ人数で 700 人以上の参加を目指すとともに、講演会、シンポジウムを積極的に開催する。

#### エ 大学の防災拠点としての役割

- ・ 教職員及び学生の防災意識の高揚を図るため、地震防災講演会（静岡県防災士養成講座）を県とともに開催する。
- ・ 県や県立大学、防災関係機関などで構成する「しずおか防災コンソーシアム」主催の「ふじのくに防災学講座（旧土曜セミナー）」を開催する。
- ・ 関係機関と連携を図り防災関係資料の充実確保に努めるとともに、引き続き資料の紹介や有効活用を図る。
- ・ 大学施設の静岡市地域防災計画上の位置付けや自主防災組織による避難所運営のあり方等について、静岡市と情報交換や協議を行った上で具体的役割を決定し、実践的な訓練等を行う。
- ・ 看護学部の教員・学生が地域の防災訓練に参加し、地域住民に対して講習を実施するなどの支援を行う。

- ・ 必要な防災用品について、計画的に購入し、備蓄に努める。
- ・ 短期大学部においては、近隣町内会の地域防災訓練や防災研修での大学施設の使用促進を図るとともに日頃から救援物資の備蓄・点検を行う。
- ・ 大学各部局の知的・人的資源を活かし、実施可能な支援内容を整理する。
- ・ 短期大学部の知的・人的資源を活用し、地域支援にあたることのできる体制を整える。

#### オ 初等・中等教育の支援

- ・ 出前講座、オープンキャンパス及び県民の日の行事を引き続き実施するとともに、大学祭・夏休み等を利用して研究室の開放や科学教室を開催する。また、アンケート等を実施し、内容について検証、改善するとともに、地域の児童及び生徒に対する企画の充実を図る。
- ・ 教育委員会からの依頼に応じて、講師を派遣し、初等・中等教育に携わっている教員を対象とした研修に協力する。静岡大学が主催する教員免許更新講習に講座を提供する。言語コミュニケーション研究センターでは高校英語教員を対象とした研修会を実施する。

#### カ 施設の開放

- ・ 地域住民を対象として健康度測定・健康相談を実施する。
- ・ 県民の健康増進に寄与する催しに積極的に参加する。
- ・ 短期大学部においては、地域住民を対象とした健康相談、健康講座、健康度測定フェア等を実施し、地域住民の健康づくりに寄与する事業を継続して行う。また、地方自治体や公的団体等が計画する健康関連事業に対し、より一層、積極的に講師を派遣する。
- ・ 学内施設等については、芝生園地を一般県民に開放するとともに、講義室等は公的団体が主催する試験及び講習会等の会場として開放し、また、授業との調整を図りながら、学術に資する目的等での施設、設備の開放に努める。
- ・ 学外者に対して引き続き図書館施設の利用や資料の貸出等、積極的開放に努める。
- ・ 県内公共図書館、関係機関への図書館広報誌の配布等により、施設の利用促進を図る。

#### (2) 産学官の連携

- ・ 新技術説明会等の開催により、地域産業界への技術移転を図る。
- ・ 静岡県の特産物であるお茶、米に関する研究から創出された知的財産の技術移転を積極的に行う。
- ・ 研究成果発表会を県内外で開催し企業ニーズと研究シーズの交流の場を積極的に設定する。
- ・ 展示会への出展、大学ホームページ、研究分野紹介集により研究内容を紹介し、共同受託研究に結びつける。
- ・ 70 件以上の共同研究、受託研究を獲得するため、学内教員への意識啓発、企業へのPRを推進する。
- ・ 医薬品や機能性食品の開発及び適正使用を支援するため、産学連携や地域連携を推進する新たな拠点として、薬食総合研究センター（仮称）の設置を検討する。

#### (3) 県との連携

- ・ 教員の専門性に応じて県の各種審議会・委員会への積極的な参加を促す。
- ・ フーズ・サイエンスヒルズプロジェクトの中核事業である地域結集型研究開発プログラム等の県プロジェクトに積極的に参画する。

#### (4) 地域の大学との連携

- ・ 県内他大学との連携講義や単位互換制度を引き続き実施し、連携強化に努める。
  - ・ 大学ネットワーク静岡等が関係する学術フォーラムなどの事業に参加し、県内他大学との学術交流・連携を進める。
- (5) 県内の高等学校との連携
- ・ 県内公立高等学校の学校長等との懇談会を開き、高大連携等について情報交換を行う。
  - ・ 県内高校を訪問し、教員・高校生に対して、本学の入学者選抜に関する情報を提供するとともに、本学への要望・ニーズ等に関する聞き取り調査を行う。また、進路指導主事の会議に参加して情報交換を行う。
  - ・ 短期大学部においては、更に効果的かつ計画的に高等学校を訪問する。進路担当教員及び高校生に対して、入学者選抜に関する情報を提供すると同時に、短期大学部への要望・ニーズに関する聞き取り調査を行う。
  - ・ 高校生への出前講義や公開授業、模擬授業を継続して実施する。
- 4 国際交流に関する目標を達成するための措置
- (1) 海外の大学等との交流
- ・ 海外協定校を中心に、研究・教育上の必要性を考慮した交流を拡充、推進する。
  - ・ 海外からの客員教授及び研究者の招聘に努めるとともに、交換教授制度の充実について検討する。
  - ・ 引き続き、海外からの研究者や学生の受入体制の整備、施設の確保を進める。
  - ・ 国際協力機構等が行っている途上国への技術協力や研修員受け入れ等に協力する。
- (2) 日本人学生の海外派遣及び留学生の受入れ
- ・ 学生の長期派遣留学及び受入の拡大に向け、協定校等との協議を進める。
  - ・ 交換留学先の拡充に努めるとともに、留学に関する相談窓口及び情報の充実に努める。
  - ・ 留学生のための日本語教育体制の整備及び留学生に開かれた専門科目の充実に努める。
  - ・ 海外協定校との大学院における共同研究指導体制を確立するため、学生の受入れ・派遣を推進する。
- (3) 地域に密着した国際交流の推進
- ・ 外国の研究機関と県内地場産業に関わる研究協力を進める。
  - ・ 地域の学術文化研究機関等と連携して国際会議等の企画、開催に努める。

法人の経営に関する目標を達成するためにとる措置

1 業務運営の改善及び効率化

(1) 運営体制の改善

ア 全学的な運営体制の構築

- ・ 役員会を定期及び随時に開催し、機動的な法人運営を図る。
- ・ 経営審議会及び教育研究審議会においては、役員会や大学内の各機関との役割分担や連携を図りながら定期及び随時に開催し、効率的・効果的な組織運営を行う。

イ 効果的・戦略的な組織運営

- ・ 学部長と副学部長との連携により、リーダーシップを発揮した部局運営を行う。

- ・ 大学運営会議を定期及び随時に開催し、部局間の連携強化と機動的な大学運営を図る。

#### ウ 教員・事務職員の連携強化

- ・ 大学運営会議や各委員会などにおいて、教員と事務職員の積極的な意見・情報交換を促し、連携を強化する。

#### エ 学外意見の反映

- ・ 外部有識者、専門家から、引き続き大学運営に関する意見を聞く。
- ・ 一般県民からの意見・要望を聞くための窓口を設置する。

#### オ 内部監査機能の充実

- ・ 監査の項目、実施方法等の検討を継続し、より効果的な監査を行うための課題の分析、見直しを行う。
- ・ 外部の専門機関の実施する研修会への参加や先進大学の調査等により、監査業務に従事する職員の専門知識及び技術の向上を図る。

### (2) 教育研究組織の見直し

- ・ 薬食生命科学総合学府及び薬食生命科学専攻の設置を完了し、大学院生の指導体制を確立し、大学院における教育・研究の強化・充実に努める。
- ・ 国際関係学研究科博士後期課程設置について引き続き検討を行う。
- ・ 看護学研究科博士後期課程の設置を検討・準備する。
- ・ 特定看護師（仮称）等の高度実践看護師養成課程の情報を収集し、検討する。
- ・ 「食と健康」に関連深い「環境」について教育研究を行う新学科の設置を検討する。
- ・ 食と環境に関する地域社会の課題解決に向けた研究を推進するために、食品環境研究センター（仮称）の設置を検討する。
- ・ 引き続き、静岡大学、静岡産業大学と連携し、県内自治体等の参加を得ながら公共経営のワークショップ型講義を開講する。また、現中期計画における三大学連携事業について総括を行う。
- ・ 看護学部の拡充に向けて、県立大学として特色ある先進的な看護教育を展開していくためのカリキュラムや教員体制、施設整備等について、具体案を検討する。
- ・ 短期大学部においては、歯科衛生学科と社会福祉学科について教育行政の動向及び受験生ニーズ等の把握に努め、引き続き教育や組織のあり方について検討する。
- ・ 教育研究組織の見直しについて経営審議会及び教育研究審議会で審議するとともに、見直しの進捗状況に応じて必要な各種ニーズ調査等を行う。

### (3) 人事の適正化

#### ア 戦略的・効果的な人的資源の活用

##### (ア) 教職員にインセンティブ(動機付け)が働く仕組みの確立

- ・ 法人の事務職員に対する評価制度等の導入について引き続き検討する。
- ・ 評価結果を処遇・指導等に反映できるよう教員活動評価制度の適切な運用を行う。

##### (イ) 全学的視点での任用

- ・ 原則として、教員の採用は公募により行う。

- ・ 経営審議会及び教育研究審議会が指名する委員による教員人事委員会により、公正性、透明性、客観性が確保される任用手続きを行う。

#### イ 弾力的な人事制度の構築

- ・ 教員の任用については、任期制や公募制を活用し、教育研究の活性化を図る。
- ・ 教職員が大学や社会に貢献できるよう兼業制度の適切な運用を行う。
- ・ 教員の勤務実態と法制度を勘案し、必要に応じて勤務形態を見直す。
- ・ 教員評価制度に関連したサバティカルイヤー制度の検討を行う。

#### (4) 事務の生産性の向上

##### ア 事務処理の効率化

- ・ 研修計画においては、職員に対して、更に積極的に各種研修への参加を促し、研修の成果をより発揮できる職場作りを目指す。
- ・ 引き続き、人材派遣や業務委託などのアウトソーシングの対象となり得る業務について検討し、可能であれば積極的に見直しを進める。
- ・ 図書館業務の効率化を図り利用者サービスの向上に努める。

##### イ 事務組織の見直し

- ・ 事務の標準化、集中化等により効率的な事務体制を整備するとともに、継続的な見直しを実施する。

## 2 財務内容の改善

### (1) 自己収入の確保

#### ア 授業料等学生納付金

- ・ 他の国公立大学、短期大学の状況を勘案し、平成 23 年度と同じ金額に設定する。

#### イ 外部研究資金その他の自己収入の増加

- ・ 外部資金の獲得に向けて各種の研究助成金制度について、説明会の開催やメール等により、教員に情報提供する。
- ・ 企業等学外向け成果発表会を実施し受託共同研究の獲得を促進する。
- ・ 短期大学部においては、引き続き教員に取組状況等のデータを公表し、取組の継続及び新たな取組を促す。
- ・ 教職員に対し、各種研究助成金に関する情報を正確に伝達するとともに、科学研究費補助金の申請説明会への参加を促すなど、外部資金獲得に向けた意識啓発を図る。
- ・ 短期大学部においては、引き続き、教職員に対し、各種研究助成金に関する情報をメール等で公開するなどして正確に伝達するとともに、科学研究費補助金の申請説明会への参加を促し、科研費獲得セミナーを開催する等、外部資金獲得に向けた意識啓発を図る。
- ・ 部局別の外部資金の獲得状況を公開するとともに、平成 24 年度における部局別の件数、金額の目標を設定する。
- ・ 短期大学部においては、外部資金の獲得状況を公開するとともに、短期大学部内の獲得目標を設定し、外部資金の獲得に努める。
- ・ 地域社会のニーズに応じた研修会や公開講座、リカレント教育プログラムを計画、実施し、適切な事業収入の確保に努める。

- ・ 短期大学部においては、社会人専門講座（HPS 養成講座・幼稚園教員資格認定試験対策講座）及び介護技術講習会を継続して実施し、自己収入の増加を図る。

## (2) 予算の効率的な執行

- ・ 既存事業の見直しや再構築、重点化に加え、事務の効率化を図り、教育・研究活動の維持向上に繋がる事業に対して、財務状況を見ながら計画的、戦略的に予算配分を行う
- ・ ESCO 事業について、データの検証をしつつ、更なる経費節減に努める。
- ・ 光熱水費の使用状況についてのデータを整理・分析し、情報提供するなどして、教職員のコスト意識の高揚を図るとともに、学生に対する方策を検討する。

## (3) 資産の運用管理の改善

- ・ 資金運用方針に基づき、法人の余裕資金を安全・確実かつ効率的に運用する。
- ・ 学務情報システムにより、利用状況のデータを分析し、施設の有効活用に努める。
- ・ 研究機器等の共同利用システムに基づいて研究機器等の共同利用を推進する。

自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するための措置

### 1 評価の充実

- ・ 県立大学の基本理念と長期的目標を実現するため、中期・年度計画推進委員会等において、恒常的な点検評価及び改善等の計画策定を行う。
- ・ 引き続き、認証評価による助言事項の改善・検討を行い、教育研究活動及び業務内容等の改善を図る。

### 2 情報公開・広報等の充実

#### (1) 情報公開の推進

- ・ 条例に基づく実施機関として、積極的な情報公開を行う。
- ・ 教職員を対象に情報公開に関する研修会を実施する。

#### (2) 広報の充実

- ・ 県立大学及び短期大学部の教職員及び学生の情報を集約し、積極的な情報発信に努める。
- ・ 各部局による受験実績及びオープンキャンパス結果の検証並びに各部局の方針に基づき、全学の広報対象（受験生像、広報地域等）について検討し、効果的な入試広報を実施する。
- ・ 県民や受験生、入学者等を対象とするアンケート結果等を基に、有効な広報の方法等の調査及び分析を行う。
- ・ 大学案内の概要パンフレットの見直しを行う。また、公式サイトにおいて、動画や図を活用し、よりわかりやすく情報発信をする。

#### (3) 個人情報の保護

- ・ 条例に基づく実施機関として、個人情報保護の業務を行う。
- ・ 教職員を対象に個人情報の保護に関する研修会を実施する。

その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとる措置

### 1 施設設備の整備・活用等

- ・ 中長期修繕計画に基づき、緊急性の高いものから継続して、整備、修繕する。

- ・ 引き続き、施設・設備の利用実態の把握に努め、有効利用について検討する。
- ・ 図書館改修により利用目的別にゾーニングされた新たな学習環境の利用促進を図るため、積極的に広報するとともに、図書館の各フロアの利用状況を確認し、什器の数・配置等の適切性について検討・調整する。
- ・ 施設・設備のユニバーサルデザイン化を一層推進する。

## 2 安全管理

### (1) 安全管理体制の確保

- ・ 学生・教職員の健康保持等のため、健康診断を実施する。
- ・ 教職員及び学生の安全確保のため、引き続き局所排気装置等の整備を進める。
- ・ 平成 23 年度に作成した安全実験マニュアルを教職員・学生に配付し、安全・衛生の適正な管理に努める。
- ・ 教職員の「安全」又は「衛生」をテーマに講習会を開催する。
- ・ 毒劇物その他の危険性を伴う薬品の管理責任者による一元管理の徹底を図るとともに、関連する諸規程の整備に努め、教育研究活動によって生じる廃棄物の適切な処理を図る。
- ・ 地域、近隣大学、下宿・アパート業者との情報交換を継続して行い、学生の安心・安全生活の環境づくりに努める。

### (2) 防災体制の確立

- ・ 大規模地震等の災害発生に備え、消防計画に基づき、自衛消防組織の充実や実効性のある防災訓練の実施など、学内の防災体制の整備を図る。
- ・ 近隣住民を含めた県民を対象に、地震防災講演会（静岡県防災士養成講座）の共催や「しずおか防災コンソーシアム」主催の「ふじのくに防災学講座（旧土曜セミナー）」を開催する。
- ・ 施設・設備の安全点検や耐震固定、非常用食料の備蓄などの防災対策の充実に努める。
- ・ 消防計画に基づいた自衛消防組織の充実や実効性のある防災訓練の実施にあたり、所轄消防署との一層の連携を図る。

## 3 人権の尊重

- ・ 教職員だけでなく、学生も対象としたセクシュアル・ハラスメント研修を部局ごとに開催する。
- ・ 学生及び教職員を対象に、セクシュアル・ハラスメントに関するアンケートを実施する。
- ・ ハラスメントの専門相談員を学内に配置し、学生や教職員が直接、ハラスメントの専門家に相談を行えるようにする。
- ・ ジェンダーやマイノリティに関する全学共通科目を引き続き開講するとともに、学生生活に関わり現代社会的な課題に基づくテーマ設定による講演会を開催し、広く学生への啓発を継続する。
- ・ 学生に対して学生便覧・ホームページ・年度当初のガイダンス・健康支援センター広報誌により相談制度を周知する。保護者に対しても文書を配付して相談制度を周知する。
- ・ 各種ハラスメント資料や人権尊重資料の充実及び広報に努める。

その他の記載事項

1 予算（人件費の見積りを含む。） 収支計画及び資金計画  
別紙参照

2 短期借入金の限度額

（１）限度額 １３億円

（２）想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故等の発生等により緊急に必要となる対策費として  
借り入れすることも想定される。

3 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

4 剰余金の使途

知事から経営努力の認定を受けた剰余金は、教育・研究の質の向上及び組織運営の改善  
に充てる。

5 県の規則で定める業務運営計画

（１）施設及び設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源
新看護学部棟建設（設計）	84	施設整備費等補助金
大規模施設改修	80	
大型備品更新	50	

（２）人事に関する計画

- ・ 教員については、全学機関である教員人事委員会の選考を通じて公平性・透明性を確保のうえ、広く優秀な人材を採用する。事務局職員については、大学事務の専門性に配慮して法人固有職員を採用する。
- ・ 教員及び事務職員のファカルティ・ディベロップメント及びスタッフ・ディベロップメントを実施する。
- ・ 新たな教育研究活動の展開に係るものを別にして、期首の定数を上限に、教員及び事務職員の定数を適正管理する。

(別紙)

予 算

平成24年度予算

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金	4,777
施設整備費補助金	214
自己収入	1,950
授業料収入及び入学検定料収入	1,881
雑収入	69
受託研究等収入及び寄附金収入等	391
長期借入金収入	0
目的積立金取崩収入	322
計	7,654
支出	
業務費	7,049
教育研究経費	5,402
一般管理費	1,647
施設整備費	214
受託研究等経費及び寄附金事業費等	391
長期借入金償還金	0
計	7,654

## 収支計画

## 平成24年度収支計画

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	7,179
経常費用	7,179
業務費	6,191
教育研究経費	1,479
受託研究等経費	304
人件費	4,408
一般管理費	777
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	211
臨時損失	0
収入の部	7,179
経常利益	7,179
運営費交付金	4,777
授業料収益	1,519
入学金収益	192
検定料等収益	65
受託研究等収益	304
寄附金収益	42
財務収益	1
雑益	68
資産見返運営費交付金等戻入	105
資産見返物品受贈額戻入	61
資産見返寄附金戻入	45
臨時利益	0
固定資産売却益	0
純利益	0
総利益	0

資金計画

平成24年度資金計画

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	8,010
業務活動による支出	7,290
投資活動による支出	364
財務活動による支出	0
翌年度への繰越金	356
資金収入	8,010
業務活動による収入	6,986
運営費交付金による収入	4,646
授業料及び入学金検定料による収入	1,881
受託研究等収入	304
寄附金収入	87
その他の収入	68
投資活動による収入	215
施設費による収入	214
その他の収入	1
財務活動による収入	0
前年度からの繰越金	809